

社債等に関する業務規程等の一部改正について

2018年4月2日

株式会社 証券保管振替機構

1 改正の趣旨

日本銀行における短期社債及び一般債の買入れに係る事務見直しに伴い、社債等に関する業務規程（以下「規程」という。）及び社債等に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 資金決済会社としての登録の申請を行うことができる者に、日本銀行を追加する。
(規程第15条第1項)

(2) 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）における短期社債及び一般債の抹消手続において、抹消申請機構加入者が日本銀行である場合には、当該抹消手続に係る決済方式は非DVP決済によるものとしていたが、抹消申請機構加入者が日本銀行でない場合と同様に、DVP決済によることも可能とする。また、これに伴い、所要の改正を行う。

(規則第21条及び第27条の26等)

3 施行日等

(1) 2018年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 機構における一般債の抹消手続（償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利払期日が施行日であるものに限る。）については、なお従前の例による。

以 上